



令和4年(速報)及び令和5年(1月末)の労働災害発生状況について

Thank You

号業種別	秋田労働局(県内)				秋田署管内(年)						秋田署管内(1月)					
	年合計(速報値)				年合計(速報値)				前年増減		令和4年		令和5年		前年増減	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	件数	百分率	1月	1月	件数	百分率						
全業種合計	7	1,187	14	2,774	474	4	904	430	90.7%	44	53	9	20.5%			
1 製造業	2	212	2	315	74	82	8	10.8%	7	3	-4	-57.1%				
2 鉱業 (鉱山法適用を除く)		3		0	1	0	-1	-	0	0	0	-				
3 建設業	4	223	8	303	71	3	77	6	8.5%	2	1	-1	-50.0%			
土木工事業		71	3	119	27	1	21	-6	-22.2%	0	1	1	-			
建築工事業	3	121	3	117	26	1	29	3	11.5%	1	0	-1	-100.0%			
鉄骨・鉄筋家屋建築		18		12	3	2	-1	-33.3%	0	0	0	-				
木造家屋建築	3	76	3	78	13	1	17	4	30.8%	1	0	-1	-			
その他の建設業	1	31	2	67	18	1	27	9	50.0%	1	0	-1	-			
4 運輸交通業		111		130	63	51	-12	-19.0%	8	3	-5	-62.5%				
5 貨物取扱業		1		2	1	1	0	-	0	0	0	-				
6 林業	1	37	2	31	2	1	-1	-50.0%	0	0	0	-				
8 商業		189	1	246	82	1	105	23	28.0%	10	4	-6	-60.0%			
13 保健衛生業		202		1,481	99	444	345	348.5%	6	40	34	566.7%				
14 接客娯楽業		50		61	21	30	9	42.9%	0	1	1	-				
15 清掃・と畜業		30	1	35	16	19	3	18.8%	4	0	-4	-				
上記以外の事業		129		170	44	94	50	113.6%	7	1	-6	-85.7%				

管内の令和4年の建設業の災害は速報値ですが、77件発生し、前年を6件上回っています。また、管内の令和5年1月末の建設業の災害は1件発生し、前年を1件下回っています。

本年は「第14次労働災害防止計画」のスタートの年になります。死亡災害の撲滅及び労働災害の減少に向け、安全衛生対策の推進をお願いします。

■「建設現場」の災害をなくしましょう！



労働災害防止の基本は、安全衛生管理体制の確立、機械や設備に対する安全対策、不安全行動の防止対策、安全衛生教育等になります。

この中で、不安全行動の防止対策では、安全意識の高揚を図るための活動が重要です。「指示したとおり作業を行ってこない。」などの意見も聞かれますが、不安全行動を防ぐには、会社から押し付けられた行動ではなく、良好なコミュニケーションのもとで、一人一人の安全意識の高揚が維持され、個人個人が自覚と責任を持った自主的な行動を起こすための取組みが必要です。

中でも「危険予知活動」は適切に実施すれば、安全意識高揚のための重要な活動になりますが、「危険予知活動」がマンネリ化している現場をよく見かけます。マンネリ化しないよう、災害事例の活用や、日々の作業に沿った内容(職種、作業場所、作業内容、使用する機械、天候など)を意識しながら行いましょう。

また、ヒューマンエラーによる不安全行動に対しては、「安全の見える化(危険の見える化)」が有効です。「見える化」は、機械や設備などのハード面と、安全衛生教育や安全衛生活動などのソフト面の両面での取組が必要です。「見える化」することで、「危険予知活動」の活性化にもつながります。

安全意識高揚のための手段では、もう一つ、管理者と作業員、あるいは作業員同士の「声掛け」など「コミュニケーション」も大事です。「声掛け」は、仲間意識が芽生え、現場の雰囲気も良くなりますが、そのほかにも、ヒヤリハット事案や対策案、さらには、作業効率が良くなる意見を聞けるいい機会にもなります。自分の意見が反映されれば、作業員のモチベーションも上がります。トップダウンだけでなく、ボトムアップの関係も築き上げましょう。

安全に王道はありません。日々の安全衛生活動の積み重ねが大事です。「経営トップや現場代理人の災害防止に対する強い気持ち」、「一人一人の命の重さ、尊さへの深い思い」が何より重要です。全員一丸となって、何よりも「安全」を優先するという風土を作り上げましょう。

■本年4月1日から、危険有害な作業を行う事業者は、一人親方等に対しても一定の安全衛生対策等が義務となります！



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が改正され、これまで労働安全衛生法に基づく措置の対象ではなかった「一人親方」など労働者以外の方も、危険有害な作業を行う事業者に労働者と同様の安全衛生対策等が求められることとなりました。詳しくは、裏面を参照してください。 ※厚労省のサイトは、次のキーワードで検索

一人親方安全衛生



危険予知活動

作業	危険予知活動	月日	実施状況
作業内容			
危険予知活動			
実施状況			

見える化!



声掛け



2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること